

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

労働委員会

- 宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
○宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

労働委員会

○宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年三月三十一日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務決裁規程(平成元年宮城県労働委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「主務課長」を「課長」に改める。

別表総務課長の専決事項の項を削り、同表審査調整課長の専決事項の項中「審査調整課長」を「課長」に改め、同項第八号中「個人情報保護条例」の下に「(平成八年宮城県条例第二十七号)」を加え、同号を第九号とし、同項第七号中「情報公開条例」の下に「(平成十一年宮城県条例第十号)」を加え、同号を第八号とし、同項中第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 総会の付議事項及び日時の知事への報告
附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年三月三十一日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程(平成十七年宮城県労働委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第九条」を「第八条」に改める。
第三条を削る。

第四条第二項中「総務課の」を削り、同条を第三条とする。

第五条中「総務課長」を「審査調整課長(以下「課長」という。）」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項及び第二項中「総務課長」を「課長」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第二項中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「総務課において收受し、」及び「主務課に」を削り、同項第二号中「主務課又は」を削り、同項第四号中「主務課において」を削り、同条第二項を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第一項本文及び同項第四号並びに同条第三項中「総務課長」を「課長」に改め、同項第二号中「主務課若しくは」を削り、同条第四項中「総務課長」を「課長」に改め、同条を第十条とし、第十二条から第十四条までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条第一項第二号中「総務課長」を「課長」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第三項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条第一項中「主務課において」を削り、同条第三項中「主務課長」を「課長」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第一項中「主務課ごとの」を削り、同条を第十八条とする。

第二十条中「総務課長」を「課長」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とする。

別表中「(第十五条関係)」を「(第十四条関係)」に改め、同表第二号中総務課長印の項を削る。

様式第一号中「(第九条関係)」を「(第八条関係)」に改める。

様式第二号中「(第十条関係)」を「(第九条関係)」に改める。

様式第三号中「(第十二条関係)」を「(第十一条関係)」に改める。

様式第四号中「(第十七条関係)」を「(第十六条関係)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。